

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛慈恵会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 役員及び評議員等は無報酬とする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての兼務を除く法人職務に限り、この規程を適用することが出来る。

第5条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成29年4月1日より適用する。